

組 合 公 報

令 和 2 年 3 月 4 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電話076（431）8031

目 次

公告第4号	令和元年度第1次変更事業計画及び予算について	2
公告第5号	富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について	3
公告第6号	令和2年度事業計画及び予算について	8

○ 公告第4号

令和元年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和元年度第1次変更事業計画及び予算については、令和2年2月26日開催の第160回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和2年3月4日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

○ 公告第5号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正については、令和2年2月26日開催の第160回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

令和2年3月4日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 40 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「所属所長」を「理事長」に改め、同条第 2 項ただし書を削り、同条第 3 項ただし書を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の場合において、借受人（任意継続組合員である場合を除く。）は、理事長が必要と認める場合は、前 3 項の申込書を所属所長に提出することができる。

第 8 条第 5 項中「前 3 項」を「前項」に、「申込書を受理したときは、事由、金額、返還能力等について調査し、意見を付して」を「規定により受理した申込書の記載事項等に不備がないことを認めたときは、速やかに」に改める。

第 10 条第 1 項中「所属所長を経由して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、理事長は、必要と認める場合は、所属所長を経由して交付することができる。

第 11 条第 1 項中「所属所長を経由して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、借受人は、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。

第 14 条第 8 項中「再任用職員である組合員」を「任期の定めのある職員である組合員」に改め、「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項に規定する」を削り、同条第 9 項を削る。

第 15 条第 2 項中「所属所長を経て」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、借受人は、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経て払い込むことができる。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の富山県市町村職員共済組合貸付規則第 14 条第 8 項の規定について、令和 2 年 4 月 1 日前に貸し付けた高額医療貸付又は出産貸付以外の貸付に係る貸付金の償還は、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第7条（略） （貸付の申込み） 第8条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けの借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、理事長が別に定める書類を添えて<u>所属所長</u>に提出しなければならない。 2 高額医療貸付の借受人は高額医療貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、保険医療機関等の発行する請求書又は領収書を添えて<u>所属所長</u>に提出しなければならない。ただし、当該借受人が任意継続組合員である場合には、理事長に直接提出しなければならないものとする。 3 出産貸付の借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、<u>所属所長</u>に提出しなければならない。ただし、当該借受人が任意継続組合員である場合には、理事長に直接提出しなければならないものとする。 （1）～（2）（略） （新規） 4 所属所長は、前3項の申込書を受理したときは、事由、金額、返還能力等について調査し、意見を付して理事長に送付しなければならない。 第9条～第9条の2（略） （貸付けの決定） 第10条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは直ちにこれを審査し、貸付けの可否を決定し、<u>所属所長</u>を経由して借受人に貸付決定通知書を交付するものとする。	第1条～第7条（略） （貸付の申込み） 第8条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けの借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、理事長が別に定める書類を添えて理事長に提出しなければならない。 2 高額医療貸付の借受人は高額医療貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、保険医療機関等の発行する請求書又は領収書を添えて理事長に提出しなければならない。 3 出産貸付の借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。 （1）～（2）（略） 4 前3項の場合において、借受人（任意継続組合員である場合を除く。）は、理事長が必要と認める場合は、前3項の申込書を所属所長に提出することができる。 5 所属所長は、前項の規定により受理した申込書の記載事項等に不備がないことを認めたときは、速やかに理事長に送付しなければならない。 第9条～第9条の2（略） （貸付けの決定） 第10条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは直ちにこれを審査し、貸付けの可否を決定し、借受人に貸付決定通知書を交付するものとする。ただし、理事長は、必要と認める場合は、<u>所属所長</u>を経由して交付することができる。	貸付規則（準則）に合わせた文言修正 項番号の繰下げ 貸付規則（準則）に合わせた文言修正

現 行	改 正 案	備 考
(貸付金の交付) 第 11 条 借受人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書に理事長が別に定める書類を添え、<u>所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。</u> 2 (略) 第 12 条 ～ 第 13 条 (略) (償還期間及び金額) 第 14 条 (略) 2 ～ 7 (略) 8 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、<u>再任用職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項に規定する任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定める償還表により毎月元利均等により償還するものとする。</u> 9 前項の場合において、毎月元利均等により償還する償還額の合計額は、<u>給料の額を超えることはできないものとする。</u> (償還の手続き) 第 15 条 (略) 2 前条第 6 項の規定による償還をする場合又は給与等の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与等から控除できない場合は、借受人は振込依頼書により<u>所属所長を経て理事長に払い込むものとする。</u> 3 ～ 4 (略) 第 16 条 ～ 第 21 条 (略)	(貸付金の交付) 第 11 条 借受人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書に理事長が別に定める書類を添え、理事長に提出しなければならない。<u>ただし、借受人は、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。</u> 2 (略) 第 12 条 ～ 第 13 条 (略) (償還期間及び金額) 第 14 条 (略) 2 ～ 7 (略) 8 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、<u>任期の定めのある職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定める償還表により毎月元利均等により償還するものとする。</u> (削除) (償還の手続き) 第 15 条 (略) 2 前条第 6 項の規定による償還をする場合又は給与等の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与等から控除できない場合は、借受人は振込依頼書により理事長に払い込むものとする。<u>ただし、借受人は、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経て払い込むことができる。</u> 3 ～ 4 (略) 第 16 条 ～ 第 21 条 (略)	貸付規則 (準則) に合わせた文言修正 会計年度任用職員が貸付を受けた場合の償還期間及び金額を規定 貸付規則 (準則) に合わせた文言修正

理 由 書

令和２年度に制度施行される会計年度任用職員へ貸付を行う場合の取扱いを整備する必要があること。

また、現状の事務手続きに即して、組合員からの貸付申込、その決定、借用証書の提出及び即時償還等を行う場合の手続規定を整備する必要があること。

以上の理由から、貸付準則の改正に準じ、本組合貸付規則の一部を改正するもの。

＜主な改正点＞

１ 再任用職員及び会計年度任用職員等の任期の定めのある組合員への貸付に関する取扱は次のとおりとする。（14条８項関係）

- （１） 償還期間 貸付を受けた月の翌月から任期の終了する月まで
- （２） 償還金額 （１）の月数に応じた毎月元利均等償還

２ 貸付申込等の手続きについて現状にあわせて次のとおり規定を整備する。

項 目	現 行	改正後
貸付の申込み （８条関係）	組合員は、申込書等を <u>所属所長に提出</u>	組合員は、申込書等を <u>理事長に提出</u> （所属所長は、組合員から受理した書類に不備がないことを確認後、理事長に送付）
貸付けの決定 （10条関係）	理事長は、 <u>所属所長を経由して</u> 借受人へ決定通知書を交付	<u>理事長は、借受人に決定通知書を交付</u> （任意継続組合員へは直接、その他の組合員へは所属所長を経由して交付）
借用証書の提出 （11条関係）	借受人は <u>所属所長を経由して</u> 理事長に借用証書を提出	<u>借受人は、理事長に借用証書を提出</u> （任意継続組合員は直接、その他の組合員は所属所長を経由して提出）
繰上償還等の手続き （15条関係）	借受人は償還金を、 <u>所属所長を経由して</u> 理事長に払い込む	<u>借受人は償還金を、理事長に払い込む</u> （繰上償還申出者は直接、その他の借受人は所属所長を経由して払い込む）

○ 公告第6号

令和2年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和2年度事業計画及び予算については、令和2年2月26日開催の第160回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和2年3月4日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹